

新規開業資金

日本政策金融公庫 国民生活事業では、「新規開業資金」などのご融資を通じて、新たに事業を始める方または事業開始後7年以内の方のお手伝いをさせていただきます。

POINT 1

飲食・理美容業や食料品小売業など一部の業種を除き、幅広い業種の方にご利用いただけます

POINT 2

移住等により、地方で新たに事業を始める方の運転資金および設備資金には、特別利率(土地取得資金は基準利率)が適用されます

POINT 3

技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金および設備資金には、特別利率B(土地取得資金は基準利率)が適用されます

新規開業資金 概要

ご利用 いただける方 (注1)	「雇用の創出を伴う事業を始める方」、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」等の一定の要件(注2)に該当する方(一定の要件に該当し、事業を始めた方で事業開始後おおむね7年以内の方も含まれます。) なお、本資金の貸付金残高が1,000万円以内(今回のご融資分も含まれます。)の方については、本要件を満たすものとします。 (注1)生活衛生関係の事業を営む方は「生活衛生貸付」、食料品小売業などを営む方は「食品貸付」のご融資対象となり、本資金をご利用いただくことはできません。 (注2)詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。
資金のお使い みち	新たに事業を始めるためまたは事業開始後に必要とする運転資金および設備資金
ご融資額	7,200万円以内(うち運転資金4,800万円以内)
ご返済期間	設備資金:20年以内[うち据置期間2年以内] 運転資金:7年以内[うち据置期間2年以内]
利率(年)	「基準利率」ただし、以下の要件に該当する方が必要とする資金は特別利率 <ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊の任期を終了した方であって、地域おこし協力隊として活動した地域において新たに事業を始める方は「特別利率A」(土地取得資金は基準利率) ・Uターン等により地方で新たに事業を始める方は「特別利率A」(土地取得資金は基準利率) ・産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業を受けて新たに事業を始める方は「特別利率A」(土地取得資金は基準利率) ・地域創業促進支援事業または潜在的創業者掘り起こし事業の認定創業スクールによる支援を受けて新たに事業を始める方は「特別利率A」(土地取得資金は基準利率) ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資(転換社債、新株引受権付社債、新株予約権および新株予約権付社債等を含む)を受けた方は「特別利率A」 ・地方創生推進交付金を活用した起業支援金の交付決定を受けて新たに事業を始める方は「特別利率B」(土地取得資金は基準利率) ・技術・ノウハウ等に新規性がみられる方(注)「特別利率B」(土地取得資金は基準利率) ・地方創生推進交付金を活用した起業支援金及び移住支援金の両方の交付決定を受けて新たに事業を始める方は「特別利率C」(土地取得資金は基準利率) (注)一定の要件を満たす必要があります。詳しくは支店の窓口までお問い合わせください。
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方等のうち、一定の要件を満たす方は挑戦支援資本強化特例制度(資本金ローン)もご利用いただけます。

※ 「東日本大震災の影響により離職し、岩手県、宮城県または福島県内において創業する方」または「岩手県、宮城県または福島県内において創業する方」は、1,000万円を限度として利率を低減した「新規開業資金(東日本大震災関連)」をご相談いただけます。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。

※ 「平成28年熊本地震の影響により離職し、熊本県内において創業する方」または「熊本県内において創業する方」は、1,000万円を限度として利率を低減した「新規開業資金(平成28年熊本地震関連)」をご相談いただけます。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧くださいか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



日本政策金融公庫
国民生活事業